

国民健康保険・後期高齢者医療の健診は、6月から始まります

- 緊急事態宣言解除に伴い、各医療機関での個別健診は、6月1日から順次開始します
医療機関ごとの詳細は、町ホームページ等でお知らせします。
受診にあたっては、マスクの着用をお願いします。
- 保健センターでの集団健診は、感染症対策のため、2年度は中止とさせていただきます

国民年金保険料の納付が難しい場合、免除申請ができます

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務や売り上げの減少等が生じて、国民年金保険料の納付が難しい場合は、臨時特例措置として免除申請をすることができます。

対象者 次の①②いずれにも当てはまる人

- ①新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少した人
- ②2年2月以降の所得状況からみて、令和2年の所得見込額が、国民年金保険料の免除基準相当額になることが見込まれる人

適用期間 2年2月分から

問合せ 保険医療課 年金担当
まずはお電話にて、ご相談ください

- ・失業や退職、事業の休廃止で保険料納付が困難な場合は、通常の免除申請ができます
- ・保険料が免除された場合は、将来受け取る年金額が全額納付した場合より少なくなります

国民健康保険・後期高齢者医療の傷病手当金を支給します

被保険者が新型コロナウイルスに感染したことで、給与の支払いが受けられない場合に、支給されます。

対象者 次の①～④全てに当てはまる人

- ①武豊町の国民健康保険、または後期高齢者医療に加入している人
- ②新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる人
- ③会社等に雇われ、給与の支払いを受けていた人
- ④②に対する療養のため仕事を休んだことで、給与の支払いを受けられない人

支給額 (直近3か月の給与収入の合計額 ÷ 就労日数) × 2/3 × 欠勤日数(4日目以降の日数)

適用期間 1月1日～9月30日の間に、療養のため休んだ期間

問合せ 保険医療課 国民健康保険担当、後期高齢者医療担当
まずはお電話にて、ご相談ください

